

## 国民健康保険事業費納付金等の算定方法について

納付金の試算結果等を踏まえて、広域化等支援方針推進連携会議（県内市町村国民健康保険主管課長等で構成）における協議によりとりまとめた、納付金等の算定方法（案）である。

### I 基本的な考え方

#### 1 保険料水準の統一

- 平成 30 年度から**当面の間は、県内統一の保険料水準とはしない。**
- 保険料水準の統一の時期等については、医療費適正化の取組等による医療費水準の平準化の状況を見ながら、**国保運営方針見直しの際に検討**していく。
- ・ 国の「納付金等ガイドライン」において、保険料(税)率は市町村ごとに設定することを基本とし、将来的には地域の事情を踏まえ、都道府県内での保険料(税)負担の平準化を目指すこととされている。
- ・ 本県では、医療費水準及び保険料水準について市町村間の差異が大きい。  
(医療費水準 約 1.6 倍、保険料水準 約 1.6 倍)

#### 2 新制度に円滑に移行するための措置

- 国保制度改革により、財政運営の仕組みが変わる（納付金方式の導入等）ことに伴い、一部の市町村においては、被保険者の保険料負担が上昇する可能性があることから、**保険料が急激に増加することがないように、激変緩和措置により対応**する。

### II 算定方法

#### 1 医療費水準の反映（医療費指数反映係数 $\alpha$ の設定）

- 医療費水準の**格差をそのまま反映**させる。  
(医療費指数反映係数 $\alpha = 1$ )
- ・ 国の「納付金等ガイドライン」において、市町村間で医療費水準に差異がある場合は、年齢調整後の医療費指数を納付金に反映させること（ $\alpha = 1$ ）が原則とされている。
- ・ 本県においては、市町村間の医療費水準の格差が大きく（約 1.6 倍）、医療費水準の差異を納付金に反映しない場合、市町村によっては、大きな影響が生じることが懸念される。

《参考》

##### ① $\alpha$ の違いによる比較（1人当たり標準保険料率の比較）

|                | 最大の市町村    | 最小の市町村   | 差        | $\alpha = 1$ との比較                               |
|----------------|-----------|----------|----------|-------------------------------------------------|
| $\alpha = 1$   | 151,989 円 | 97,183 円 | 54,806 円 |                                                 |
| $\alpha = 0.9$ | 150,510 円 | 98,686 円 | 51,824 円 | 増加：16 市町村(最大 1,743 円)<br>減少：17 市町村(最大 3,227 円)  |
| $\alpha = 0.5$ | 144,602 円 | 97,881 円 | 46,721 円 | 増加：16 市町村(最大 8,672 円)<br>減少：17 市町村(最大 16,053 円) |

##### ② 各都道府県の検討状況

|       | $\alpha = 1$ | $\alpha = 0$ | $0 < \alpha < 1$ |
|-------|--------------|--------------|------------------|
| 都道府県数 | 40           | 4            | 3                |
| 割合    | 85%          | 9%           | 6%               |

## 2 応益分と応能分の割合（所得係数 $\beta$ の設定）

- 応益分：応能分＝1：国が示す本県の所得係数 $\beta$ とする。

（本県の所得係数 $\beta = 0.8684$ であり、**応益分1：応能分0.8684**となる。）

- ・国の「納付金等ガイドライン」において、国が示した都道府県ごとの所得係数を用いるのが原則とされている。

《参考》

- ①  $\beta$ の違いによる比較（1人当たり標準保険料率の比較）

|                       | 最大の市町村   | 最小の市町村  | 差       | $\beta =$ 岩手県(0.8684)との比較              |
|-----------------------|----------|---------|---------|----------------------------------------|
| $\beta =$ 岩手県(0.8684) | 151,989円 | 97,183円 | 54,806円 |                                        |
| $\beta = 1$           | 152,847円 | 96,823円 | 56,024円 | 増加：18市町村（最大2,261円）<br>減少：15市町村（最大828円） |

- ② 各都道府県の検討状況

|       | $\beta =$ 国が示した所得係数 | $\beta =$ 独自の所得係数 |
|-------|---------------------|-------------------|
| 都道府県数 | 46                  | 1                 |
| 割合    | 98%                 | 2%                |

## 3 応益分の配分割合

- 応益分の配分割合は、**均等割分70：平等割分30**により算定する。

- ・地方税法の規定により、3方式の場合の配分割合は、所得割50：均等割35：平等割15とされている。

## 4 賦課方式

- 賦課方式は、**3方式（所得割・均等割（被保険者）・平等割（世帯別））**により算定する。

- ・現在の各市町村の賦課方式は、3方式（所得割・均等割・平等割）が6市町、4方式（所得割・資産割・均等割・平等割）が27市町村であるが、被保険者数で見ると、3方式の方が若干多い。
- ・県内統一した標準保険料率を4方式で算定する場合、現在3方式で賦課している市町村については、新たに、世帯ごとの固定資産税情報を作成する必要がある。
- ・現在4方式で賦課している市町村については、各市町村が参考にできる値として、各市町村の賦課方式に基づいた標準保険料率についても算定する。

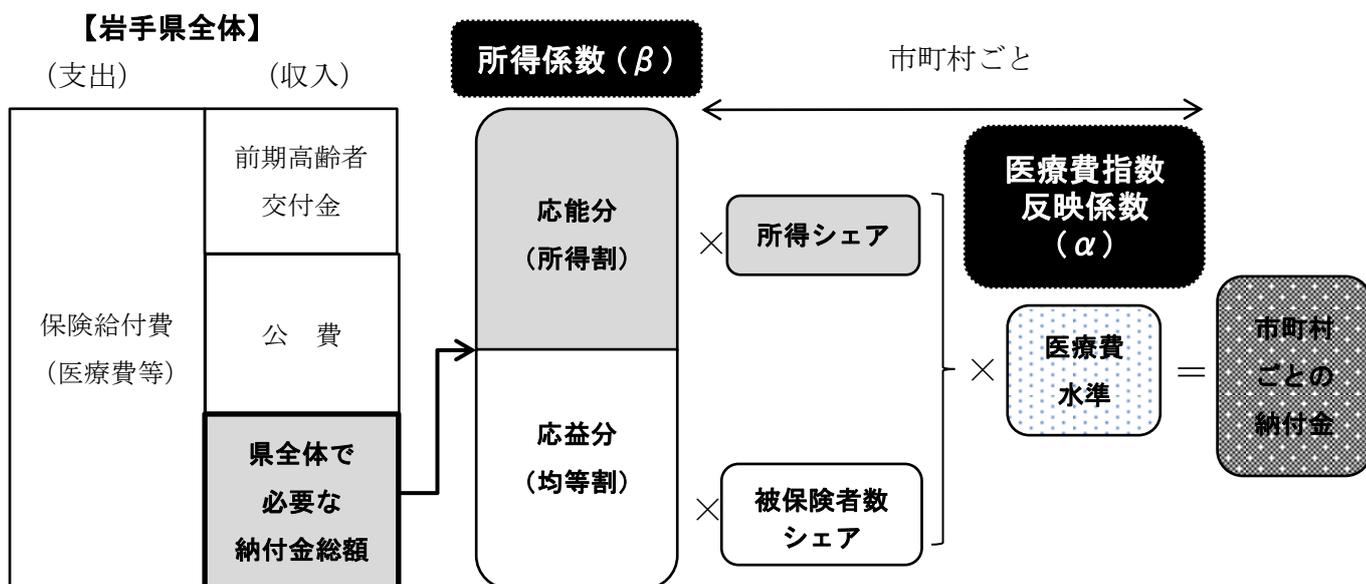
## 5 賦課限度額

- 賦課限度額は、**地方税法に定める額（平成29年度は、医療分54万円・後期高齢者支援金分19万円・介護納付金分16万円）**により算定する。

- ・県内全市町村において、地方税法の規定に基づいた賦課限度額としている。

《参考》

## 1 納付金算定イメージ



### ○医療費指数反映係数 ( $\alpha$ )

(1) 納付金の算定にあたり、医療費水準をどの程度反映させるかを設定するための係数。

- $\left[ \begin{array}{l} \alpha = 1 : \text{医療費水準の差を納付金の配分に全て反映} \\ \alpha = 0 : \text{医療費水準の差を納付金の配分に全く反映させない} \end{array} \right]$

(2) 国の「納付金等ガイドライン」では、医療費水準に差異がある都道府県においては、 $\alpha = 1$  を用いるのが原則とされている。

### ○所得係数 ( $\beta$ )

(1) 納付金の算定にあたり、応益分と応能分に配分する割合を設定するための係数。

- $\left[ \begin{array}{l} \text{応益分：被保険者の所得等に左右されず一定の保険料を負担すること} \\ \quad \text{(均等割 (被保険者) ・ 平等割 (世帯別))} \\ \text{応能分：被保険者の所得等に応じて保険料を負担すること} \\ \quad \text{(所得割 ・ 資産割)} \end{array} \right]$

(2) 所得水準が全国平均の場合、 $\beta = 1$  となり、応益分と応能分は、1 : 1 の割合となる。

(3) 国から示された本県の所得水準は、 $\beta = 0.8684$  であり、これに従うと、応益分 1 : 応能分 0.8684 となる。

## 2 試算方法

(1) 第1回運営協議会（平成29年5月22日）の資料においては、医療費指数反映係数 ( $\alpha$ ) ・ 所得係数 ( $\beta$ ) の違いによる影響を把握するため、次の3つのケースで試算を行った。

- $\left[ \begin{array}{l} \text{①国のガイドラインに基づいた算定方法 (} \alpha = 1, \beta = \text{岩手県)} \\ \text{②医療費水準を半分程度反映した場合 (} \alpha = 0.5, \beta = \text{岩手県)} \\ \text{③所得水準の反映割合を「応能分 1 : 応益分 1」とした場合 (} \alpha = 1, \beta = 1) \end{array} \right]$

(2) 今回の運営協議会資料においては、これに加えて、「 $\alpha = 0.9 \cdot \beta = \text{岩手県}$ 」の場合についても試算を行った。